

神奈川県訪問看護連絡協議会 会則

(名称)

第 1 条 本会は神奈川県訪問看護連絡協議会（以下区訪看協）と称す

(目的)

第 2 条 区訪看協は研修、各団体・行政等との情報交換、連絡調整、研究を行うことにより各訪問 看護事業者の運営、サービスの質の向上、区民の介護サービスの発展を図れることを目的とする

(活動内容)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う

1. 定例会の開催
2. 研修会の企画、開催
3. 学会、研修会への参加
4. 神奈川県在宅医療連携拠点との連携、事業への参加

(入会の資格)

第 4 条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置き、会の運営にあたる

会長 1 名 副会長 1 名以上 書記 1 名以上 事務局 1 名
会計 1 名 幹事 1 名以上とする

(会長は必要な委員会を設置する)

(役員を選出と任期)

第 6 条 役員は、会員の互選により任期は 1 年とする ただし、再選は妨げない

(総会)

第 7 条 本会は、年 1 回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事事項について審議する

総会は会員の過半数の出席を持って成立する

総会の議事は出席者の過半数の賛成によって決定する

(1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 会則改正 (4) その他必要事項

(役員会)

第 8 条 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する

(定例会)

第 9 条 年 3 回以上開催する

(相談役)

第 10 条 本会に相談役を置くことができる

(会費等)

第 11 条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う会費は総会後に徴収する

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする

(会計報告)

第 13 条 本会の会計報告は、総会で行う

付則 この会則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する

平成 24 年 4 月 第 3 条の変更

第 5 条 総務→事務局に変更

平成 24 年 第 8 条総会によって定め平成 24 年 4 月より施行

平成 25 年 4 月 第 5 条、第 9 条の変更

平成 26 年 5 月 第 5 条、第 7 条、第 11 条の変更

平成 27 年 5 月 第 5 条、第 7 条の変更

平成 28 年 4 月 第 3 条 4 の追加

第 5 条人員の変更

第 8・9 条の変更追加、以降条数の変更

平成 29 年 4 月 第 5 条、第 9 条、第 11 条の変更